

事前協議報告書

事前協議の結果を報告します。この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

事業主住所

氏名

申請場所(地番)										
事前協議日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分									
協議場所	美化企画課(西宮市六湛寺町10-3) ☎ 0798-35-3820									
協議相手	美化企画課 担当者氏名									
協議者	会社名 氏名									

添付書類

- ごみ集積設備協議書
 - 付近見取図(1/2500)
 - 土地利用図(敷地の形状、建物の配置、ごみ集積設備の位置と道路との関係などがわかる図面)
 - 敷地面積が分かる求積図
 - ごみ集積設備構造詳細図(平面図・立面図・断面図)前面道路を記入してください。
- ※ 集合住宅は、各階平面図(部屋数・部屋面積がわかるもの)を添付してください。
- ※ ごみストッカー等を設置する場合は詳細図を添付してください。

提出部数

- 正(原本) 2部 [美化企画課1部・事業主1部]
- 副(コピーでも可) 1部 [開発指導課1部(適合通知書に添付)]

令和 年(20 年) 月 日

美化企画課長 殿

事業主住所

電話番号

氏名

ごみ集積設備（ステーション）について

_____町 _____番地に建設予定の住居用建築物
(単身者用 _____戸・ファミリー用 _____戸・戸建て _____戸) の集積設備の設置については、下記の事項を遵守することを確認しましたので報告します。

記

1. 設置場所 協議結果 ()
 - (1) 敷地内の道路に面した部分に設置する。
ア 敷地内設置の場合の基準であること。
 - (2) 敷地の前面道路を利用する。(位置指定道路の隅切り)
2. 敷地内設置の場合
 - (1) 敷地内の道路に面した部分に設置すること。
 - (2) (1) の道路は、幅員 4 m 以上で、かつ、当該道路とごみ集積場を設置する部分との間に段差がないこと。
 - (3) 屋外に直接通じる主要な出入口からごみ集積場までの距離が 50 m 以内にあり、収集車が駐停車可能で、かつ円滑にごみ収集作業を行うことができる位置に配置すること。
 - (4) ごみ集積場の間口の両端から外側 2 m の範囲内に、電柱その他の障害物のない位置に配置すること。
 - (5) 交差点から 5 m 以上離れた位置に配置すること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。
 - (6) 道路の勾配が 12 % 以上である場合は、車の出入口等の勾配のない場所に設置すること。
 - (7) 位置については、近隣住民とよく協議をし、理解を得るように努めてください。
3. 設備構造
 - (1) 規模は、間口 . m ・ 奥行 . m ・ 有効面積 . m² とすること。
 - (2) 床は、コンクリート造りとし、かつ、排水溝をごみ集積場の奥に設けること。
 - (3) 周囲は、高さが 40 cm 以上のブロック又はコンクリートの壁で囲うこと。
 - (4) 屋根及び扉は、設置しないこと。ただし、これらを設置する必要があると市長が認める場合は、別に定める基準によること。
 - (5) 給水栓を設ける場合は、ごみ集積場の外側に設けること。

(6) ごみ集積場に面した道路構造物は、次に定める基準を備えること。

①L型側溝は、縁石の高さを5cm以下にすること。

②U型側溝は、ごみ集積場の床と側溝の天端との間に段差がなく、かつ、ごみ集積場の間口の前面及び当該間口の端から外側各1mの区間に蓋（相当の荷重に耐え得るものに限る。）を設置すること。

③歩道は、ごみ集積場の床との間に段差がないこと。

(7) 道路に3%以上の勾配がある場合は、道路と接する間口部分の中心から床面をすりつけること。ただし、すりつけ勾配は、10%以内とすること。この場合において、床面の平面部分は、床面積の80%以上とすること。

4. 付近見取図並びにごみ集積場の設備に係る位置図、立面図、断面図及び構造詳細図を添付すること。

5. 完了検査

(1) 完成後、美化企画課まで連絡し、完了検査を受けること。

6. ごみ収集依頼手続き

(1) 入居及び入居時期が決まれば、事前（入居予定日の7日前～10日前）に美化企画課まで連絡のうえ来庁し、ごみ収集依頼手続きをすること。

(2) 入居者にごみ分別パンフレット「ハローごみ」を渡して、ごみ出しルールを説明すること。

(3) 入居当初の引越しに伴うごみは、自己処理又は市の許可業者処理とし、集積場には出さないようにすること。

(4) 事務所・店舗等のごみは、自己処理又は市の許可業者処理とし、集積場には出さないようすること。

7. 集積設備の維持管理

(1) 利用者又は建物占有者（管理者）で行うこと。

8. その他

(1) 上記以外の事項が生じたときは、美化企画課と協議すること。

以上

協議者連絡先

会社名 _____

電話 _____

担当者 _____